

「あづみ〜ず」着ぐるみ貸し出し要綱

主旨

安曇野市農業再生協議会（以下、「再生協」という）は、安曇野の農産物及び安曇野市全体をPRすると同時にキャラクターの活動を周知させるため、市民活動グループや団体及び企業などが企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸し出しするものとする。

■（１）応募資格

市民活動グループや団体及び企業

■（２）申請における注意事項

①申請者は、予約が取れ次第、申込書を提出してください。

提出方法：「着ぐるみ使用承諾申込書」に必要事項を記載し、

安曇野市農業再生協議会事務局：安曇野市農政課へ持参・郵送・FAX・Eメールで提出

②貸し出し用の着ぐるみは旧式4体（あぶふーる・そばっぴ・らいすん・わさっぴ）、新式1体（みずん）
（貸し出し期間が重複する場合は希望に沿えない場合があります）

■（３）審査・承認

再生協は、提出された申請内容を審査し、速やかに連絡する。

審査・承認での留意事項

- （１）再生協は、使用許可を出した場合でも止むを得ない事情があると認めた場合は、利用承認を取り消すことができる。
- （２）虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとする者または上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、利用承認を取り消すものとする。

■（４）使用における注意事項

- ①個人・団体のマスコットとして独占的に使用しない。
- ②政治・宗教・思想等の活動に利用しない。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。（イメージを損なうような使用をしない）
- ④主催者以外は使用しないこと。
- ⑤着ぐるみの利用にあたって必要となる搬出入は利用者が行なうものとする。
 - ・ 着ぐるみの頭の飾り部分が壊れやすいので、移動の際など頭を持たない。
 - ・ のぞき穴のネット部分に手をかけない。
- ⑥大切に扱うこと。
 - ・ 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は利用者の責任において修理、修復をすること。なお、通常の利用により相当と認められる損耗についてはこの限りでない。また、修理・修復が困難な状態まで損傷した場合においては、利用者が代替作製費用を負担すること。
 - ・ 利用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付くこととする。常に安全等に留意し、利用にあたって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。（イベント保険等に必ず加入すること）
 - ・ 火気・水気に近づけないこと。（雨天等で天候が悪化している場合の屋外利用は認めない。）
 - ・ なるべく長袖・長ズボンの着用をする。
 - ・ 貸出から返却までの間に起きた事故等について安曇野市農業再生協議会及び安曇野市は、一切の責任を負いかねます。

⑦再生協の公式ツイッターアカウントに活動内容を掲載するため、活動終了後、活動の概要と写真をメールにて提供すること。その際、写真に個人が特定されそうな人物が映る場合は、必ずツイッター掲載の旨

を伝え許可を得ること。

■ (5) 着ぐるみに入る者の制限

- ・ 高校生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意が必要です）
- ・ 身長170cm程度（男女不問。身長が高いと動きづらくなるおそれがあります）

■ (6) 着用時の注意事項

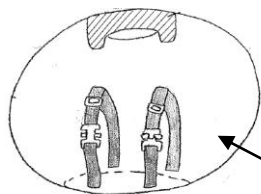
- ◆着用者は事前に着用し、サイズを合わせてください。
- ◆外からの呼び掛けは、キャラクター名を呼んでください。
- ◆着用者はキャラクターのイメージを保つため、発言は控えてください。（補助員とのやりとりは可）
- ◆着ぐるみ内は視界が狭く足元が見えない為、必ず誘導する補助員をつけてください。

補助員は適宜、着用者へ体調確認等声掛けをしてください。

（着用者の氏名を呼ばないようお願いします。また、着用者から外部に訴えることは難しいため、補助員は着用者に一層の注意を払うようお願いします）

- ◆着ぐるみに入っている時間は任意ですが、約15～25分を目安にして休憩・水分補給を行ってください。時間の長短は着用者と相談しながら調整をお願いします。

（夏季…約15分・冬季…約25分/熱中症にご注意ください!）

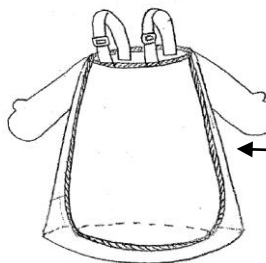


着ぐるみの着用法 (旧式)

(旧式)

③頭をかぶる

(頭と肩で支える)



②胴体をかぶって着る

(肩ひもを調節)

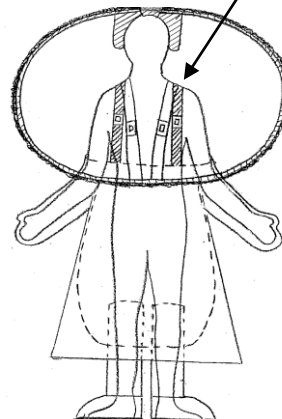
①足を履く

(中のスリッパに入れる)



◆中のヘルメットに頭を入れる

◆頭の中のベルトは肩に乗せる



みずんたち「あづみ〜ず」の着ぐるみを活用してくれて
ありがとう!みんなと一緒に、安曇野や安曇野の農産物
のPRができてうれしいな♪
これからもよろしくね!

新式(みずん)の着ぐるみは別途マニ
ュアルがあります



「安曇野市農業再生協議会事務局」

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市農林部農政課農村振興担当

TEL (0263) 71-2429

FAX (0263) 71-2507